

## 蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦等の移動に伴う心身の負担を軽減し、外出意欲を高めることにより、孤立予防につなげるとともに市外の産科医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）への通院等に係る妊産婦の経済負担を軽減することで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えることを目的とする蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊産婦等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、妊娠中の者及び産後2年を経過しない者をいう。
- (2) 協力機関 市内に本店又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者のうち、妊産婦等タクシー利用助成事業の趣旨に賛同し、市と契約を締結したものをいう。

### (事業区分)

第3条 事業は、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) タクシーチケットによるタクシー運賃の助成（以下「タクシーチケット助成」という。）
- (2) 市外医療機関等利用時のタクシー運賃の助成（以下「市外タクシー助成」という。）

### (タクシーチケット助成の対象者)

第4条 タクシーチケット助成の対象者は、令和5年4月1日以降に妊娠の届出をした妊産婦等とする。

- 2 市長は、前項の規定に関わらず、災害、DVその他やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録することが困難であると認められる者をタクシーチケット助成の対象者とするができる。

### (タクシーチケット助成内容)

第5条 タクシーチケット助成は、次の各号に掲げるタクシーチケットを、当該各号に定める枚数交付するものとする。

- (1) 通常時に利用できるタクシーチケット 10枚
- (2) 陣痛時に出産する医療機関等に行くために利用できるタクシーチケット（以下「陣痛時タクシーチケット」という。） 1枚

2 前項第1号のタクシーチケットによる助成額は、1枚につき500円とする。

3 陣痛時タクシーチケットによる助成額は、市内から出産する医療機関等までのタクシー運賃の全額（生まれてくる子の兄弟を別の場所に預ける必要があるときは、その預け先を経由するために掛かった運賃を含む。）とする。

（タクシーチケットの交付申請）

第6条 タクシーチケットの交付の申請は、妊娠届出書の提出をもって申請したものとみなす。ただし、転入者であって、令和5年4月1日以降に他市町村で母子健康手帳を交付されているものは、母子健康手帳の写しの提出をもって、申請したものとみなす。

2 市長は、前項の申請があったときは、妊産婦等タクシーチケット交付台帳に必要事項を記載の上、タクシーチケットを交付するものとする。

（タクシーチケットの有効期間）

第7条 タクシーチケットの有効期間は、前条第1項の申請に係る子の出産予定日から起算して2年を経過する月の末日までとする。

（タクシーチケットの利用条件及び利用方法）

第8条 タクシーチケットの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、協力機関が運行するタクシーに乗車するときに、タクシーチケットを利用できるものとする。

2 利用者は、タクシーチケットを利用するときは、当該タクシーチケットに必要事項を記入の上、タクシーの運転手に提出しなければならない。

3 利用者がタクシーチケットを利用するときの負担額は、運賃から当該タクシーチケットを利用する枚数に応じた助成額（陣痛時タクシーチケットを使用する場合には、運賃全額）を差し引いた額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、タクシーチケットと福祉タクシー料金助成利用券の併用はできないものとする。

5 タクシーチケットの利用に際し、タクシーの利用区間の制限はないものとする。

(協力機関の請求)

第9条 協力機関が、前条第3項の規定により運賃から差し引いたタクシーチケットの助成額に相当する額(以下「助成額相当額」という。)を請求しようとするときは、蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業(タクシーチケット助成)請求書(第1号様式及び第2号様式)及び各協力機関の請求明細書に1月分のタクシーチケットを取りまとめ、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定の請求書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認められたときは、助成額相当額を支払うものとする。

(タクシーチケットの不正使用禁止)

第10条 利用者は、助成券の使用に当たって、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 有効期限を経過した助成券を使用すること。
- (2) 助成券を他人に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正な目的をもって使用すること。

(タクシーチケットの返還)

第11条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその親族は助成券を市長に返還するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。

2 市長は、前条に規定する行為又は偽りその他不正な手段によりタクシーチケット助成を受けた者があるときは、その者が受けたタクシーチケット及びその利用により受けた助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(市外タクシー助成の対象者)

第12条 市外タクシー助成の対象者は、令和5年4月1日以降に妊娠の届出をした妊産婦等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表で定める疾患又は多胎妊娠等(以下「疾患等」という。)により健康上の特別な管理が必要なため市外の医療機関等で出産する妊産婦等
- (2) 自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証をいう。)を所持している妊産婦等
- (3) 市が産後ケアを委託している市外の医療機関等で出産した産婦であって、当該医療機関等で産後ケアを利用する産婦等

2 市長は、前項の規定に関わらず、災害、DVその他やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録することが困難であると認められる者を市外タクシー助成の対象者としてすることができる。

(市外タクシー助成額)

第13条 市外タクシー助成の額は、1回の利用につき5,000円を上限とする。

(市外タクシー助成の範囲)

第14条 市外タクシー助成の範囲は、医療機関等における妊産婦及び乳児の健康診査並びに市が承認した産後ケアのために使用したタクシーの運賃とする。

(市外タクシー助成の申請)

第15条 市外タクシー助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業(市外タクシー助成)承認申請書(第3号様式)に母子健康手帳その他市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業(市外タクシー助成)承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市外タクシー助成の利用を承認しないものとする。

(1) 申請者が疾患等に該当しないと認めたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

(市外タクシー助成期間)

第16条 前条第2項の承認の決定を受けた者(以下「承認決定者」という。)が市外タクシー助成を受けられる期間は、当該承認の決定を受けた日から、承認決定者が当該承認に係る子を出産した日(早産の場合にあつては、分娩予定日)から起算して1年1月を経過する日までとする。ただし、市長は、早産のための緊急搬送その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、当該承認の決定を受けた日以前のタクシーの利用についても、助成を行うことができる。

(市外タクシー運賃の請求)

第17条 承認決定者は、蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業(市外タクシー助成)助成申請書兼請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し

なければならない。

- (1) タクシー料金の支払額が確認できる領収書
- (2) 医療機関等での受診を証明することができる領収書、診療明細書又は母子健康手帳の健診記録等の写し
- (3) 振込先金融機関等の預金通帳等の写し
- (4) 蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業（市外タクシー助成）承認通知書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成の決定を行うとともに、蒲郡市妊産婦等タクシー利用助成事業（市外タクシー助成）助成決定通知書（第6号様式）により当該申請を行った承認決定者に通知するものとする。

（市外タクシー助成支給方法）

第18条 市長は、前条第2項の助成の決定を行ったときは、承認決定者の指定する口座に振り込むことにより、償還払いを行うものとする。

（市外タクシー助成申請期限）

第19条 償還払いの申請期限は、市外タクシー事業に係るタクシー利用をした日が属する年度の末日までとする。

（市外タクシー助成利用対象区間）

第20条 市外タクシー助成の対象となる区間は、承認決定者の自宅又は里帰り先から医療機関等までの移動に係る区間とする。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第21条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

妊娠 3 2 週未満の早産
妊娠高血圧症候群重症者
多胎妊娠
子宮内胎児発育遅延
心疾患
糖尿病
甲状腺疾患
腎疾患
膠原病
前置胎盤（妊娠 2 8 週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。）
悪性腫瘍
特発性血小板減少性紫斑病
白血病
血友病
出血傾向
H I V 陽性
R h 不適合
精神疾患（精神療法を実施している場合に限る。）
反復帝王切開
その他医師の判断によるもの